

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3147499号
(U3147499)

(45) 発行日 平成21年1月8日(2009.1.8)

(24) 登録日 平成20年12月10日(2008.12.10)

(51) Int.Cl. F 1
A 4 3 B 23/02 (2006.01) A 4 3 B 23/02 1 0 3

評価書の請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 5 頁)

(21) 出願番号 実願2008-7328 (U2008-7328)
(22) 出願日 平成20年10月18日(2008.10.18)(73) 実用新案権者 508313699
株式会社キュービズム
東京都目黒区東山3丁目3-10 大沢ビル3F
(74) 代理人 100105946
弁理士 磯野 富彦
(72) 考案者 中村 世紀
東京都目黒区東山3丁目3-10 大沢ビル3F 株式会社キュービズム内

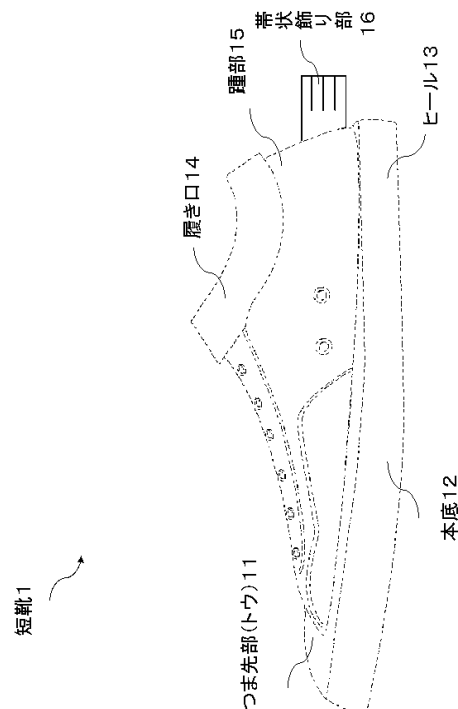
(54) 【考案の名称】短靴

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】靴の機能性を損なわずなおかつデザイン性および識別性を有する短靴を提供する。

【解決手段】トウと呼ばれるつま先部11、本底12、ヒール13、履き口14、踵部15等から構成される一般的な短靴1において、踵部15の最後端部中央に着用時に地面に触れないような硬度を有する柔軟性を有する帯状の飾り部16が施されていることを特徴とする。

【選択図】図1



【実用新案登録請求の範囲】**【請求項 1】**

短靴において、踵部の最後端部中央付近に着用時に地面に触れないような硬度を有する飾り部が施されていることを特徴とする短靴。

【請求項 2】

前記飾り部が帯状であることを特徴とする請求項 1 に記載の短靴。

【請求項 3】

前記飾り部の形状がロゴマークであることを特徴とする請求項 1 に記載の短靴。

【考案の詳細な説明】**【技術分野】**

10

【0001】

本考案は、短靴に関する。より詳しく述べるとデザイン性と識別性を兼ね備えた短靴に関する。

【背景技術】**【0002】**

靴は、一般に（厳密ではないが）その上下の長さにより、くるぶしに達しない浅い靴であるシューズ (shoes) または短靴（以下、短靴という）と、くるぶしに達するかそれ以上の深い靴であるブーツ (boots) または長靴に分けられる。

【0003】

一般に、快適に歩き、走り、作業することの機能性の面で、靴には、安定性、屈曲性、クッション性、保温性、通気性、路面把握性など要求されるとともに、デザイン性も要求されている。

20

【0004】

このような靴の機能性とデザイン性とを兼ね備える短靴として、たとえば、特許文献 1 には甲部に、ネクタイのような感覚で、好みの色彩、柄模様、形状からなる飾り片を着脱可能に取付けることができる短靴として、本体甲部に長さ方向に沿った V 字状開放部を設け、この本体甲部の下面には伸縮可能な甲当て部の側周辺を縫着して、前記甲当て部の上面と前記 V 字状開放部の左右の側辺の下面との間に隙間を設け、前記左右両側辺を夫々襟状補強片により被覆補強して、前記甲当て部と前記左右両側辺との間の隙間内に、前記 V 字状開放部から露呈する飾り片の両端を着脱可能なるように挿着した短靴が開示されている。

30

【0005】

【特許文献 1】特開平 8 - 299024 号公報（全文）

【考案の開示】**【考案が解決しようとする課題】****【0006】**

しかしながら、特許文献 1 に記載の発明は、甲の部分に出削音を施す構成を有している。そのため、スラックス等を着用するとデザインが見えなくなる場合がある。また、たとえば飲食店などでは多数の人が靴を脱いで靴入れに入れるようなケースがある。あるいは、多数の靴を有する使用者が自宅の靴入れに靴を収納する際に、目的とする靴を用意に判断できない場合がある。

40

【0007】

このような場合、踵側を前に出して靴入れに収納するケースが多く、この場合、どの靴が使用者の靴が一目で判断できない場合がある。

【0008】

このように、短靴の機能性を保ちながら、デザイン性・識別性を有する短靴に対する要望がある。

【0009】

したがって、本考案の課題は、靴の機能性を損なわずなおかつデザイン性および識別性を有する短靴を提供することである。

50

【課題を解決するための手段】**【0010】**

上記課題を解決する考案は、短靴において、踵部の最後端部中央付近に着用時に地面に触れないような硬度を有する飾り部が施されていることを特徴とする短靴である。

【0011】

本考案の短靴において、前記飾り部が帯状であることが好ましい。

【0012】

また、本考案の短靴において、前記飾り部がロゴマークであることが好ましい。

【考案の効果】**【0013】**

本考案の短靴によると、種々のタイプの短靴にデザインを付与すると同時に他人の靴に対する高い識別性を付与することが可能となる。

【考案を実施するための最良の形態】**【0014】**

以下、本考案の実施の形態を添付図面に基づいて説明する。

図1は、本考案の一実施形態に係る短靴を示す側面図である。

【0015】

図1に示す通り、本考案の短靴は、トゥと呼ばれるつま先部11、本底12、ヒール13、履き口14、踵部15等から構成される一般的な短靴1において、踵部15の最後端部中央に着用時に地面に触れないような硬度を有する柔軟性を有する帯状の飾り部16が施されていることを特徴とするものである。

【0016】

図1に示す短靴は、ヒール13が本底12と一体成形された紐靴を例示したが本考案はこれに限定されるものではない。

【0017】

なお、本考案において、短靴とは、その上下の長さにより、略くるぶしに達しない程度の浅い靴を意味し、スニーカーに代表されるカジュアルな運動靴、ローファー、パンプスに代表されるフォーマル、準フォーマルな靴など全ての短靴が本考案の対象である。

【0018】

また、本考案の短靴の材質は従来使用されているものではなく、皮革、合成皮革、布、プラスチック、ゴム、パナマ草等あるいはこれらの組み合わせなど従来使用されているものから適宜選択される。

【0019】

本考案の短靴は、図1に示す通り、踵部15の所定位置に本考案の特徴部分である帯状の飾り部15aが施されている。

【0020】

この際に、踵部15と帯状の飾り部16との接合は、短靴1の材質に応じて適宜適当な手段により行われる。例えば、短靴1が皮革、合成皮革、布などの素材により構成されている場合には踵部15に縫製により帯状の飾り部を縫着させてもよく、あるいは接着剤により接着してもよい。

【0021】

さらに、本考案の特定の実施形態においては、マジックテープ（登録商標名）などの従来公知の着脱自在の接合手段により短靴1の踵部15の所定位置に帯状の飾り16を設けることも可能である。

【0022】

また、本考案における帯状の飾り部16は、1つあるいは2個以上踵部の所定の位置に取り付けられるが、この際に取り付け位置は、踵部16の最後端部中央付近である。

【0023】

すなわち、図1に示す通り、短靴1のつま先部11から踵部15までの長手軸方向に沿った最終短部（後端部）において、高さ方向の中央付近に本考案の帯状の飾り部16が取

10

20

30

40

50

り付けられる。

【0024】

また、本考案における最終短部中央付近とは、厳密に中央である必要ではなく、幅方向・高さ方法を各々三分割した際の1/3から2/3の範囲程度の位置を想定している。

【0025】

さらに、複数の帯状の飾り部16を取り付ける場合には、各帯状の飾り部16は、同一デザインのものであっても異なるデザインのものであってもよく、同一の色であってもあるいは異なる色であってもよい。また、各帯状の飾り部16は、くっつけて配置してもよくあるいは離間配置してもよい。

【0026】

このような帯状の飾り部16は、着用時に地面に触れないような硬度を有する素材から構成される。

【0027】

すなわち、帯状の飾り部16は、着用時に地面につかない程度の形状が安定できる素材（素材そのもの及びその厚みにより規定される）であり、更に考慮されるのは、着用時の安全性を考慮して金属、木材のように剛性が高い素材に比較して柔軟性のある素材も好ましい。

【0028】

本考案の帯状の飾り部16に使用できる素材として、限定されるものではないが、例えば皮革、合成皮革、軟質プラスチック、布などが挙げられる。短靴1本体と同一の素材から構成されることが好ましい。

【0029】

また、本考案の帯状の飾り部16は、図1に示すような切れ込みの入った帯状物に限定されるものでなく、幅広いデザインが適用可能である。

【0030】

このように踵部の所定位置に飾り部を設けて構成された本考案の短靴は、高いデザイン性を有するとともに自宅や多数の人が集まる際の靴箱に収納した際も容易に認識できるという効果を奏する。

【図面の簡単な説明】

【0031】

【図1】本考案の一実施形態に係る短靴を示す側面図である。

【符号の説明】

【0032】

- 1 短靴
- 11 つま先部
- 12 本底
- 13 ヒール
- 14 履き口
- 15 踵部
- 16 帯状の飾り部

10

20

30

40

【 図 1 】

